

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

1. 現状認識

- (1) 今宿地域ケアプラザの所管地域は、旭区内ケアプラザの中でも 65 歳以上の高齢者数が比較的多く、要介護認定者数は増加傾向にあり、介護予防が必要な高齢者数や行政サービス対象者数が増加しています。また、高齢者単身世帯数及び高齢者のみの世帯数は、区内でも上位に位置しています。
- (2) このような状況にあります。高齢者や障害のある方から子どもまで誰もが住み慣れた地域で安心していつまでも生活が継続できるよう、元気な高齢者はいつまでも健康な状況を維持できるよう、また介護が必要な高齢者や障害のある方は、様々な地域資源を活用して地域で支えていくネットワークを構築して、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしていける街づくりが求められています。

2. 取組姿勢

このためには、地域ケアプラザが中心となって地域包括支援センター機能と地域活動交流機能、生活支援コーディネート機能とを連携させて、地域にある多様な社会資源等を活用してケアマネジメントをしていきます。福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域ケアプラザが拠点となりリーダーシップを発揮して地域福祉の内容の充実に努めていきます。

3. 取組内容

公的サービスに加え、地域福祉を推進する連合自治会町内会や医療、保健・福祉関係者、民生委員児童委員、特定非営利活動法人、ボランティア個人・団体に加え民間企業を含めた重層的な支援体制のネットワーク構築を進めます。

- (1) 地域住民や関係団体が協議する場を作り組織化していきます。
- (2) 子どもの頃から福祉に触れる、小学生のジュニアボランティア活動の延長線上に、卒業後も継続して地域の活動に参加できるよう必要に応じて地域のボランティア活動をコーディネートしていきます。また、小・中学校の協力を得ながら、福祉教育のプログラム提供を考えます。認知症ジュニアサポーター養成講座を授業に取り入れていただけるように働きかけながら、子ども達に認知症の理解を深めてもらいます。
- (3) 利用団体の活動発表会や作品展示会を開催するなど、様々な団体の活動の拠点となる「居場所」の提供に努めると共に、団体への加入促進にも努めます。
- (4) エリア内の小学校の支援級に通う保護者を対象とした交流・情報交換の場を作っていきます。

す。また、ひとり暮らし高齢者のお楽しみ会（ケアプラザ版敬老の日）を開催し集いの場を作っていきます。

(5) 区役所や福祉団体の他にも、薬局や医療機関、コンビニ、理美容など民間事業者とのネットワークづくりを充実していきます。

(6) 配食サービスや地域食堂の活動場所の支援をしていきます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

今宿地域ケアプラザ・地域包括支援センターの所管地域は、高齢化率が高くひとり暮らしや高齢者のみ世帯も多く、介護認定を受け介護サービスを利用しながら在宅で暮らしている方が多い地区です。また、担当エリアは、希望が丘東地区と二俣川ニュータウン地区の2つの連合自治会町内会になります。

1. 希望が丘東地区

希望が丘東地区は、希望ヶ丘駅北側一帯の南斜面丘陵地を中心とした地域であり、何本もの谷戸筋が複雑な地形を構成し、戸建て住宅と集合住宅が混在しています。現在は22自治会町内会、約8,000世帯が暮らし、旭区の中ではファミリー層の占める割合が多い地域であります。現在、区内でも人口減少は少ない地域ではありますが、高齢者や高齢者独居世帯数の増加、それに伴い坂道や階段の多い地理的課題が顕在化してきて、「お出かけバス」等の対策に向けて議論に入っています。「みんなで築く生き生き活力のある街」をスローガンに、いつまでも安全に安心して暮らせる地域をめざしています。

2. 二俣川ニュータウン地区

二俣川ニュータウン地区は、区中西部に位置し、県運転免許試験場と保土ヶ谷バイパスの間の丘陵地帯を開発して生まれたニュータウンと、その周辺の地区で構成され、開発から50年を経ています。現在は11自治会町内会、約4,000世帯が暮らし、その9割を戸建て住宅が占めて、少子高齢化が進んでいます。地区の課題では、役員のなり手不足が課題となっていますが、事業推進においては、介護予防など地域活動に力を入れて、「住んでよかったと思える街ニュータウン」をスローガンに、みんなのふるさとニュータウンとなる地域を目指しています。

3. 連携方法

ケアプラザはそれぞれの地域が目指す姿の実現のために寄り添い、何をすべきか、どのような方法で行うのか、優先順位はどうかなどを住民の皆様と一緒に考え事業運営をしていきます。

(1) 地域における各種会議（地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会等）、行事等に参加し、常に地域の皆様や団体との顔の見える関係づくりを積極的に進めて地元の特色・課題の把握に努めると共にケアプラザの情報発信も行います。

(2) 関係機関・団体の他に、地域の事業者（薬局・医療機関・コンビニ・理美容）とも情報の提供を行い、連携を図ると共に課題の把握に努めます。

4. 課題解決に向けた具体的取組

- (1) 支え合いながら安心して暮らせるまちを目指し、現在も移動販売、生活支援ボランティア団体、食事会、サロンなど数多くの地域活動が活発ですが、高齢化により担い手不足が課題です。そこで、活動の成果や意義を確認し合い、より多くの住民に理解していただけるよう広報活動に力を入ると共に地域の多様な団体と連携し、活動の継続・推進を目指します。
- (2) 交通手段がないエリアへのお出かけバス等移動手段の確保に向けた支援をしていきます。
- (3) 移動手段がなく、日常の買い物に支障が出てきている方が増えており、地域への移動販売の積極的な展開を支援していきます。
- (4) 食事会・サロンなど集いの場の開催支援や情報収集活動を行い、関係機関団体（連合自治会町内会・民生委員児童委員・地区社会福祉協議会等）と情報共有を図り課題解決に繋がります。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1. 行政等との連携

- (1) 多様化する地域住民のニーズに応えるため、区役所の福祉保健課や高齢・障害支援課、区社会福祉協議会と連携をとりながら住民のニーズに沿った事業を企画・展開していきます。
- (2) また、地域福祉保健計画地区別支援チーム（事務局）の一員として、計画の進捗状況を確認すると共に地域への支援を行い、区役所と連携して地区別計画の取組を推進します。併せて、次期地域福祉保健計画の地区別計画策定においても尽力していきます。

2. 地域との連携

- (1) 地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め、ケアプラザ全体として、地域の生活者の視点や地域の声を取り入れた支援として事業を企画し、サロンの回数を増やすなど、地域の方が利用しやすいように工夫を図っていきます。
- (2) また、地域包括支援センターが把握したひとり暮らし高齢者の支援等の課題を、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターも含めて地域に伝え、ケアプラザの自主事業はもとより、地域で行われている活動（地域資源）を紹介するなど、地域のできる支援体制や啓発事業等へと繋げていき、地域の様々な課題を解決できるように取り組んでいきます。
- (3) 更に、多種多様な個別の相談を、地域包括支援センターがしっかりと聞かせていただき、把握した個別の課題を、地域の課題として捉え、介護予防事業や、みんなが地域活動に参加する仕組みを、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーター等ケアプラザスタッフが一丸となって地域の皆様と一緒に考えます。
- (4) 地域で活動している、各種サロンやボランティア団体等の催しや会議等に参加し、情報交換・情報共有に取り組めます。
- (5) 子育てサロンや配食といった団体への優先的な貸室支援を行います。

- (6) 地域で開催される、福祉祭りや防災拠点訓練、夏祭り、発表会等に参加し地域コミュニティの一員として連携を深めていきます。
- (7) 支えあいネットワークや福祉懇談会、民生委員児童委員協議会などに出席し、地域課題の把握や情報提供・情報共有を図り連携していきます。
- (8) 近隣の小・中学校や看護学校等と連携し、積極的に職業体験や実習の受入れをしていきます。

3. 他の地域ケアプラザとの連携

日頃から他の地域ケアプラザとの連絡会を開催し、情報の共有化を図ると共に合同研修会やイベントを実施するなど連携の強化を図ります。

- (1) 要支援の方、フレイル状態の方の行動範囲（買物・通院・通いの場など）はケアプラザ圏域内にとどまらないため、他の地域ケアプラザを始め区役所・区社会福祉協議会と連携を取り課題解決に努めます。
- (2) アンケートを元に地域住民のニーズに即した事業を開催するために、他のケアプラザを始め関係各所と情報交換や講師派遣の依頼等積極的に行い、協働事業開催に向けてより一層の連携を深めていきます。
- (3) 区民まつりでは、区内の各地域ケアプラザや区役所と協力してケアプラザの周知に取り組みます。
- (4) 高齢者等徘徊ネットワークにおいては、地域の医療機関や協賛店に定期的に訪問し連携していきます。

(4) 合築施設との連携について ※ 今宿地域ケアプラザのみ対象。

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

- 1. 施設の管理にあたっては、地区センターとの役割分担に基づき良好な管理運営に努めると共に日常的に連絡を密にし、効果的・効率的な管理運営に努めます。また、緊急時の対応も迅速・適確にできるように、消防訓練等は合同で実施し利用者様の安全確保を確実にします。
- 2. 複合館であることのメリットを活かし、夏の「サマーフェスタ」の共催開催や「今宿音楽祭」、「ふれあい演芸会」などを連携しながら開催し、地域の皆様の交流の場、発表の機会を提供しています。
- 3. 更に、地区センターとの共催事業として、エンジョイ今宿を毎月開催します。コーヒーボランティアによるサイフォンコーヒーの提供、地域包括支援センターと近隣薬局とによる健康フェア、ボッチャ体験会、親子ヨガ等地区センター体育室にて実施し、複合館のメリットを最大限に活かします。
- 4. 複合館であるため利用者様は多く、地域の皆様に快適に利用していただくために、貸室の相互利用やイベント時のボランティアの紹介など相互に連絡を密にして利用者の満足度を高めます。また、利用者アンケート等利用者の意見反映に迅速に対応できるよう努めていきます。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1. 基本理念

- (1) 社会福祉法人漆原清和会は、昭和 54 年に医師漆原弘が設立しました。同氏は、昭和 30 年代に二俣川 1 丁目に診療所を開業し、その後、永年に亘る地域医療の経験を通し、社会福祉への関心を高めていました。高度経済成長期を経て社会全体の豊かさが増す中、核家族化と共に少子高齢化社会へ突入しつつあるその変遷を捉え、今後高まるであろう高齢者福祉ニーズに目を向け、高齢者には、慢性疾患等に対する医師としての知識と経験を活かせると考え、民間としては横浜市内で 4 番目、旭区内では初の第一種社会福祉事業である特別養護老人ホームの設置運営を計画し、特別養護老人ホーム旭ホームは今年で 45 年目を迎えております。
- (2) 社会福祉事業遂行の理念としては「家族愛」を掲げています。その実践として、利用者を施設に受け入れる際には、ホームを一つの家庭と準え、家族の一員として温かく迎えます。利用者とそのご家族、職員がお互いに寄り添うことにより、今までの家庭での生活の延長線上に生活が成り立つような支援に努めます。「家族」は、人が生まれた瞬間から無条件に所属する集団です。また社会を構成する最小単位の集団でもあります。「家族愛」の理念の下、よりよい社会をつくることを目指します。
- (3) この基本理念は、地域福祉活動の拠点施設としての地域ケアプラザにおいても、その運営と活動内容の基準に位置づけております。
- (4) 核家族化、少子化、高齢化により地域住民の日常生活を介した住民間の関係性が希薄化してきている現状の中で、住民一人ひとりを始まりとして「家族愛」を伝え相互に触れ合い、心豊かで愛ある「家族」が地域社会を構成することにより、共助と協働による、誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるまちづくりにつながると考えております。

2. 実績等

- (1) 事業実績としましては、前述の昭和 54 年特別養護老人ホーム旭ホーム開所と平成 13 年横浜市今宿地域ケアプラザ運営受託に加えて、平成 27 年 4 月より二俣川 1 丁目にて小規模保育事業として旭ローズ保育園を開園いたしました。また、令和 3 年 4 月には旭ローズ保育園に隣接して認可保育園である旭あじさい保育園を開設しました。高齢者、児童等分野の垣根を超えて、地域に潜在する福祉ニーズを吸い上げ支援に向けて行動することができる社会福祉法人を目指して、こつこつと実践を積み重ねてきて参りました。
- (2) ボランティア活動も積極的に受け入れており、また大学、専門学校等からの実習生や中学校の総合学習での福祉体験の受け入れも多くの実績があり、地域での社会福祉資源として地域福祉活動に積極的に貢献してきております。
- (3) また、令和 5 年 4 月に健康経営の「AA」の認証を横浜市から得ると共に、令和 6 年 1 月には継続して横浜市のグッドバランス賞の認定を受けて、働く職員の健康にも力を入れつつ、女性の活躍やワークライフバランスを推進し男女が共に働きやすい環境づくりに積極的に貢献しています。
- (4) 漆原清和会は、旭区と共にある法人です。市内全域で事業展開している法人と比べ、小規模ではありますが、職員は短期間で異動することなく、永く勤める職員が多数を占めています。これからも地域の人々に愛され、一緒に考え行動して仕事を進めていくことを大切に、ゆりかごから最期の時まで皆様に寄り添っていく法人でありたいと思っています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1. 予算の執行状況については、例年ほぼ当初予算どおり執行しており順調に推移しています。なお、借入金につきましては、令和3年4月に開所しました認可保育園旭あじさい保育園の整備に伴う借入金があります。返済は計画通り執行しています。
2. 法人税等の対応については、当法人は収益事業を運営していないため、法人税・法人市民税について対応はありません。また、消費税及び地方消費税は、毎年適正に申告・納付しています。
3. 財政状況の健全性・安定した経営ができる基盤等については、法人の本部会計でそれに見合う分の預金を確保しています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

1. 現在全体総括責任者として所長1名、地域交流事業ではコーディネーター1名（副所長）とサブコーディネーター4名、生活支援体制整備事業ではコーディネーター1名、地域包括支援センター事業では社会福祉士1名、主任ケアマネジャー2名、保健師1名、介護予防支援事業ではケアマネジャー2名、通所介護・介護予防通所介護事業では相談員3名、看護師5名、介護員8名、運転員8名、居宅介護支援事業ではケアマネジャー2名がそれぞれ配置され、地域福祉ニーズに対応したきめ細かな事業実施に取り組んでいます。
2. 勤務体制は日勤及び遅番勤務の2種のシフト体制で、週休二日制となっています。
3. 日頃から常勤職員、非常勤職員に関わらず資格取得を進めていきます。有資格者の確保については、1つは非常勤職員から実務経験を経て当該資格を得て常勤になるケースです。もう1つは、外部からの確保です。現在は、この二つの方法を平行して進めて有資格者確保に努めます。
4. なお、現在の職員配置については適正な配置状況です。欠員が生じた場合には速やかに職員の補充を行い、円滑な事業推進に努めていきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1. 基本的な考え方
 - (1) 多様な福祉ニーズに対応していくためには、それを担う人材の育成や養成・訓練が重要不可欠です。また、将来を展望した人材育成を明確化し、それを目標として職員を育成・訓練していく計画が必要と考えています。
 - (2) ケアプラザは利用者様への支援を第一の目的としていることから、利用者様が有するニーズを大切にして、人材を育成していくための組織的・計画的なシステムを確立し、OJT、OFF-JTを充実させていきます。また、OJT活動の推進を担うことができる中堅職員の位置付けの明確化とその育成を図っていきます。

2. 具体的な取組

- (1) 一般研修として、①初任者研修、②中堅職員研修、③管理職研修、同様に専門職員研修も同じよう階層毎に研修します。
- (2) 育成・研修は、ケアプラザ内部のみの研修だけでなく法人本部との連携を行い、共有する研修(例：中堅職員研修、接遇研修、AED取り扱い訓練等)は組織として一体感をもって実施していきます。
- (3) また、横浜市や横浜市社会福祉協議会主催の外部研修等も積極的に活用してスタッフのレベルアップを図っていきます。合わせて、外部研修で得た知識やスキルを職員間で共有化します。
- (4) 更に、人権研修やAED操作方法などは、輪番制で講師や発表者を指名し研修の実効性を高めていきます。
- (5) 新人職員を採用した場合は、中堅職員の中からトレーナーを選抜し、新人並びにトレーナーとして選抜された中堅職員両者の成長を図ります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

1. 市民の財産である公共施設の建物とその設備の維持管理を適正に行うことは、その性能の維持、機能の確保そして財産価値を保持し、長寿命化につなげる必要があります。そして、その良好な維持管理状況が、利用者様が受けるサービスの質やそこで展開される事業や生活の質の快適さに繋がり、さらに施設運営に係る費用の節減にも繋がります。
2. 一方、当ケアプラザは横浜市今宿地区センターとの複合館で、施設管理運営の基本分担が定められており、それにより経費分担と役割分担が定められています。
清掃業務、害虫駆除、機械警備業務委託、自動ドア保守点検業務、自家用電気工作物保守点検業務、冷暖房機器保守点検業務、設備総合巡視点検業務、消防設備保守点検業務及び植栽管理業務については、業務委託契約にて管理していきます。
3. そこで、大規模や中規模改修工事等は、早い段階で区役所や地区センターと協議し、適切な工事計画を策定すると共に、小破修繕等につきましても速やかな対応を心がけて利用者様への不便さを極力なくすとともに大きな修繕につながらないように努めていきます。また、日頃から地区センターと連携・協調して臨機応変に対応するよう努めていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

1. 基本的な考え方

- (1) 事件、事故が発生した際は、ケアプラザの組織全体が事件、事故の当事者としての意識をもって、組織全体として対応していきます。

- (2) 対応は所長や副所長・主任が率先して行い、迅速に対応を進めるために、あらかじめ事故発生時の対応手順をマニュアル化し全職員に周知していきます。

2. 具体的対応

- (1) 急病者の発生の場合は急病者発生時対応マニュアルに沿って対応し利用者様の安全確保を第一優先とします。
- (2) 介護保険サービス提供中の事故については、事故防止対応マニュアルに沿って、デイサービス中の注意事項、入浴中の注意事項、入浴介助の配慮、送迎時の注意事項また緊急時看護師対応マニュアルに沿って、デイサービス業務中の利用者サービス提供時に万全を期していきます。
- (3) 館内入口にAEDを設置し、年1回はAEDの取り扱い訓練を実施し職員全員（常勤・非常勤）が心肺蘇生法やAEDの取り扱いについて研修会を実施します。
- (4) 事故を未然に防ぐため、日頃から館内外の巡回や機器の点検等を実施します。
- (5) 個人情報漏洩の場合は区役所としっかり連絡を密にしてマニュアルに沿って適正に対応し利用者様への不安や被害の減少に努めます。また、日頃からダブルチェックを行うなど個人情報の漏洩防止に努めます。
- (6) 防犯対策については、合築の地区センターとも連携すると共に基本方針に沿って被害ゼロを目指していきます。
- (7) 当施設や他施設での事故・事例が発生をした場合は必ず職員間で情報の共有化を図り、類似の事故・事件の未然防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

1. 横浜市今宿地域ケアプラザ福祉避難所開設マニュアルに沿って開設受け入れ及び移送・運営が迅速かつ適正に対応できるよう努めます。
2. 開館時及び閉館時の対応毎に図上訓練や実施訓練等を実施しマニュアルの理解とブラッシュアップを行い災害発生に備えます。また、毎年区役所主催の福祉避難所開設訓練や市社会福祉協議会主催の福祉避難所情報共有システム活用訓練に参加します。
3. 更に、職員の参集訓練や情報伝達訓練など勤務時間外を想定した訓練も実施します。なお、緊急時の参集は横浜市と同じく震度5強を原則とします。
4. 地域の皆様には、福祉避難所としてPRを積極的に行います。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

1. 地震等災害対策については、マニュアルに沿って、自衛消防組織、地震発生時の対応、火災

発生時の対応、防災備蓄一覧表及び緊急連絡網を定め、災害発生時に迅速に対応できるよう努めます。

2. また、大雪も含めた自然災害対策についてもマニュアルを定めて迅速な対応と利用者様の安全確保に努めます。
3. 横浜市今宿地域ケアプラザ事業継続計画（BCP）の自然災害編並びに感染症対策編の毎年の研修や訓練を実施して、自然災害対策や感染症対策について知識や技術・心構え等を習得していきます。また、研修や訓練実施後は必ず、BCPの見直しを行います。
4. 災害発生時には、今宿地区センターと連携して避難誘導等が行えるよう消防訓練の他に防災訓練を共同で実施していきます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

1. 横浜市今宿地域ケアプラザ職員の行動指針を設けて、公正・中立性の徹底を図ります。
2. あわせて、倫理研修の中で職員への周知を徹底すると共に、利用者様への情報提供にも積極的に取り組んでいきます。また、出入の業者の方を始め特定の団体やグループ・個人との関係を誤解されたりすることないように公正中立な姿勢で施設運営を行います。
3. 市民や団体の皆様のケアプラザ利用については、利用者アンケート等を通した利用者様のご意見を尊重した運営を心がけます。
4. 介護保険サービスの利用については、法の基準を遵守しながら更に基準を上回るような職員配置等に努め、利用者への介護サービスの一層の充実に努めていきます。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

利用者ニーズについては、事業を実施している中で常に利用者様の意見や要望等に耳を傾けながら事業に反映するよう努めていきます。具体的には、施設内に設置してあるご意見箱の活用や利用者アンケートを振り返りシートとして活用し課題・問題点として抽出して、職員間で検討し改善策として実行し、その結果をまとめて次の改善策へと繋いでいき利用者ニーズに対応していきます。

1. 利用者ニーズへの具体的対応方法

- (1) ニーズや要望・苦情の受付方法については、各部屋に意見・要望の記入用紙の配置、ロビーに設置したご意見箱の活用やホームページ、横浜市コールセンター等の利用案内、自主事業開催時に行うアンケート、年1回以上の利用者アンケートの実施など利用者がいつでも申し出られるようにしていきます。
- (2) ご意見や利用者アンケートについては、結果や改善方法を部門ごとに整理し館内やホームページ等で公開してきます。
- (3) 要望や苦情を受け付けた際には、すぐに対応策を検討・実施すると共に、館内やホームペー

ジ等で公開していきます。

- (4) 利用者からの苦情や意見・要望については、職員定例会や部署ごとのミーティング等を通して、職員間での共有を図り、速やかに対応や改善に取り組んでいきます。
- (5) 普段から、挨拶や何気ない会話から利用者のニーズを捉え職員間での共有を図っていきます。

2. 苦情への具体的対応例

- (1) 苦情申し出があった時（電話も含む）は、まず苦情内容の担当者に引き継ぎます。
- (2) 担当者は①冷静に対処する②相手の言い分をよく聞く③敬語を忘れない④苦情の大小、軽重の差をつけない⑤苦情処理は迅速にする⑥誠意をつくして対応する⑦必ず所長若しくは副所長・主任に報告します。
- (3) 所長若しくは副所長は苦情内容の調査、確認をします。
- (4) 所長若しくは副所長は必要に応じて苦情申し出者に今後の対応を説明します。
- (5) 所長若しくは副所長は苦情申し出者、家族が納得しない場合、法人本部に苦情の報告をし助言を受けます。
- (6) 所長若しくは副所長は再度苦情申し出者、家族に対応内容を説明します。
- (7) 所長若しくは副所長は法人本部に苦情解決を報告します。

以上、組織的対応で解決していきます。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1. 個人情報の保護

- (1) 個人情報の保護については、その適切な取り扱い等について「個人情報保護に対する基本方針」により、①個人情報の取得・管理・利用・開示・委託、②個人情報の安全確保の措置、③個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除等への対応、④意見・苦情の受付について規定し個人情報の保護を図っていきます。
- (2) この基本方針に則り個人情報マニュアルを定めて、職員個人の日常業務の中で周知徹底を図っていきまして、「地域ケアプラザ個人情報漏えい防止チェックシート」により定期的にチェックしていきます。
- (3) 職員の採用時には、基本方針、マニュアル、チェックシートにより個人情報保護の趣旨について説明し、職員の理解を図ります。
- (4) 「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の利用目的及び使用条件」については、ケアプラザ内の掲示版に掲示し利用者にも対応についてお知らせしていきます。
- (5) 契約など訪問時の個人情報の文書持ち出しは必要最低限とし、持ち帰りの際は専用のケースとカバンに収納し確実に持ち帰れるようにします。

2. 情報公開への取組

- (1) ケアプラザのホームページで事業計画や事業報告、プライバシーポリシー、ウェブアクセシビリティ方針など積極的に情報発信を行います。また、館内でも掲示板等を活用して情報公開に努めています。

- (2) 事業等の情報提供については、広報紙の「けあぷら通信」を年6回発行（奇数月）し、管内の自治会町内会に回覧していただいています。また、ホームページやいまじゅく日記（ブログ）では、毎日その内容を更新して、講座、教室、介護の情報、施設の案内、けあぷら通信、アクセス等についてお知らせすると共に、施設の紹介、アクセス、スケジュール、デイサービスの利用方法等について案内します。
- (3) また、ケアプラザの事業計画書や予算書、事業報告書・決算報告書等につきましては、ホームページ並びに施設内で公表します。

3. 人権尊重への取組

人権尊重への取組については、「横浜市人権施策基本指針」および「横浜市人権啓発推進計画～人権啓発・研修の推進にあたって～」を活用して、採用時の人権研修やOJTでの研修、年間研修計画の中での研修、外部研修等様々な機会を捉えて人権の認識を踏まえた業務遂行が可能となるように全職員対象に人権研修を実施していきます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5・3（ごみ）計画、障害者就労施設等からの物品等の調達方針、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1. 環境への配慮

- (1) 横浜市の「ヨコハマプラ5・3計画」に則り、事業所として廃棄物・資源物排出手順に従い、廃棄物排出に向けた梱包・袋詰め、計量作業、manifestの記入、収集時の確認、manifestの返還、manifestの照合確認を行い、manifestを5年間保管しています。
- (2) 職員にはごみの減量化に努めるよう周知・徹底し様々な事業実施や事務においてもごみの減量化に努め、コピーの両面利用の促進、片面コピーの再利用等を行います。
- (3) 併せて、省エネルギーについても電気とガス、水道使用で余分な使い方がないよう注意喚起をしていきます。

2. 市内中小企業への優先発注

日頃から消耗品や小破修繕、ガソリンの購入等は地元業者を優先して発注します。

3. 障害者就労施設への発注

事業で必要な物品（文具、封筒の印刷、菓子等）は極力障害者勤労施設を利用すると共に、パンやクッキー等の販売時は支援を行っていきます。

4. 男女共同参画推進

令和6年1月には、継続して横浜市のグッドバランス賞の認定を受けて女性の活躍やワークバランスを推進し、男女がともに働きやすい環境づくりにも積極的に貢献しています。

5. 具体的な取組内容

- (1) 外出には悪天候等を除き出来る限り自転車を利用し脱炭素社会に向けて組織的に取り組んでいきます。
- (2) 利用者に対しては、室内履きや下足入れの持参などを通して資源の節約による持続可能な生活スタイルに向けた働きかけをしていきます。
- (3) 自主事業では、食品ロスになりがちな食材等を使用した料理教室等を開催することで食品ロスやごみの削減に向けた働きかけをしていきます。

- (4) 来館者にはゴミの持ち帰り、缶やペットボトルの分別の徹底、ペットボトルのキャップやプラタブの回収等を通して循環型社会の実現に向けた啓発に取り組んでいきます。
- (5) 貸室の冷暖房の設定温度を環境にやさしい温度設定となるよう、エアコンの操作パネル上に掲示して利用者と一緒に環境への配慮に取り組んでいます。
- (6) 自主事業で飲物提供する際は環境に配慮したカップ、マドラー等を使い利用者へ意識づけをしていきます。
- (7) ペットボトルキャップや菓子のプラスチックシートの回収ボックスを設置し利用者にリサイクルへの啓発をしていきます。
- (8) デイサービスの入浴介助において、お湯の適正な温度管理とこまめにシャワーを止めて節水を心がけます。
- (9) 厨房の食器の洗い場では、水道の出しっぱなしを止めて節水に努めます。
- (10) 利用者が全員退出された後、不要な照明や空調を切って節電を心がけます。
- (11) トイレの水道の水温や便座の温度設定は適切に行います。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

1. 施設稼働率向上の具体的取組

- (1) ケアプラザ主催の事業については、多様化する住民のニーズをきめ細かく把握しながら事業展開に努めて参加者を増やします。
- (2) 年1回は登録団体交流会を開催して、部屋利用に関する案内や団体同士の交流等を図り情報提供・情報交換等に行うと共に、直接意見や要望等を伺い利用者ニーズの把握に取り組んでいきます。あわせて、登録団体の加入促進にも力を入れていきます。
- (3) ケアプラザ内の廊下壁面をギャラリーとして、様々な活動団体に発表の機会(写真・絵画・俳句等)を提供し、各団体の活性化を高め稼働率アップに繋がるよう努めます。
- (4) インフォーマルサービスとして「地域資源一覧リスト」を設置し、事業を紹介しております。また、ケアプラザがボランティア活動の拠点としての機能を持つことや、一般団体でも利用可能なことを写真入りでPRし、新たな活動グループの拠点になるよう呼びかけていきます。
- (5) 地域の会議や行事等に参加して地域との連携を図りながら、ケアプラザの役割等について理解を深め、地域課題の把握や地域課題に沿った情報提供等を行っていきます。
- (6) 活動の場を必要としている団体に対して、地域の福祉保健活動の活性化に向けてケアプラザの利用趣旨を説明し団体登録を促していきます。
- (7) よこはまシニアボランティアポイントへの参加にてボランティア活動について周知していきます。
- (8) よこはまウォーキングポイントのリーダーを設置しウォーキングポイント利用者のケアプラザへの来館を促進します。
- (9) もしも手帳やヘルプマークの配布だけでなく、活用方法について案内していきます。

(10) 少数団体が、利用頻度の多い多目的ホールを使用する場合は小さな部屋でも活動できるよう、小さな部屋の重くて移動するのが困難な机を軽くキャスター付きの机に変更して、多目的な部屋にして利用者様へのサービス向上と効率的な施設貸出に繋がります。

(11) 来館者の皆様へは「心を込めて、笑顔で挨拶・笑顔で対応」を第一に取り組んでリピータに繋がっていきます。

2. 情報提供の具体的取組

(1) 情報提供につきましては、けあぷら通信（広報誌）を年6回（奇数月）発行し自治会町内会で回覧いただくと共に施設内の掲示板や広報あさひ区版にて案内を行っていきます。また、ホームページやいまじゅく日記（ブログ）、LINEといったSNS等を活用して情報へのアクセス手段を増やし様々な年代に向けた情報提供をしていきます。

(2) また、デイサービスでは、毎月「デイサービス通信」を発行し、デイサービスでの活動状況のPRや施設見学の受付を掲載し、稼働率アップに繋がります。

(3) 抽選前の部屋の空き状況や抽選結果等については、館内掲示はもとより、ホームページやLINEといったSNS等も活用しデジタル発信を継続していきます。

(4) 予約が集中する部屋の利用に関しては、取りやすい部屋の案内や利用を促すことで登録団体の活動が万遍なく行えるようにしていきます。

(5) ケアプラザを利用している団体の活動が分かる一覧の作成やチラシの掲示、メンバー募集团体の一覧作成などを通して、登録団体の活動を支援してきます。

(6) 広報紙の定期的な発行や自主事業のチラシを、地域の自治会町内会や近隣の福祉施設、関係機関・団体（区役所・区社会福祉協議会・区内各地域ケアプラザ）等に郵送・配布し、地域住民への回覧や掲示、配布等を通して情報提供に取り組みます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域福祉の拠点であり地域の身近な相談窓口として、子どもや障害に関する相談に誠意をもって対応していきます。また、相談内容に応じて自主事業や活動団体等の情報提供を行い区役所や専門機関等の適切な関係機関（医療機関・基幹相談支援センター・子育て支援拠点等）に円滑に引き継いでいきます。したがって、日頃から各種の関係制度を把握しつつ、インフォーマルなサービスの情報収集や各種関係機関（医療機関・障害機関・子育て支援機関等）との連携等を構築していきます。

〈具体的な取組〉

1. 専門性の高い相談に関しては速やかに関係部署（高齢・障害支援課・生活支援課等）や関係機関（医療機関・社会福祉協議会等）と連携を図り継続的な支援を実施していきます。
2. 各分野に係る自主事業等の開催を通して、障害や子育てといった相談にも対応していること、関係機関（基幹相談支援センター・生活支援センター・子育て支援拠点等）と連携していることを周知していきます。
3. けあぷら通信（広報紙）の利用を図るとともに、地域の催しや会合等に積極的に向かい、地域ケアプラザが高齢者だけに限らず障害や子育て等に関する相談にも対応していることを周知していきます。

4. 相談内容に応じて、必要な支援団体やサービス等の情報を提供するために、日頃から地域のボランティア団体や配食・会食、サロン等の団体等との顔の見える関係づくりを積極的に行っていきます。また、高齢・障害・子育てに関する機関・団体等とは、各部署による連絡会への参加や協働等を通して関係性の構築に取り組んでいきます。
5. 具体的な事業では、支援級に通うお子さんの保護者を対象に、当事者と家族、基幹相談支援センターの方を講師に招いての講座の開催と、その後の保護者同士の交流会の定期的な開催に取り組んでいきます。その他にも、乳幼児と保護者を対象とした親子で楽しめる親子ヨガ教室を開催し、参加者同士での交流や子育てについて気軽に話せる場づくりを進めます。また、会場をエンジョイ今宿（地区センターとの協働事業で、今宿地区センター体育室を利用）にすることで、そこに参加している高齢者との交流に繋げ多世代交流を図っていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域包括支援センターと地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターも含め、地域の生活者の視点を取り入れた支援として事業を企画し、サロンの回数を増やすなど、地域の方が利用しやすいように工夫を図っていきます。

1. 各事業担当者間の連携

- (1) 地域包括支援センターが把握したひとり暮らし高齢者の支援等の課題を、地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターも含めて地域（民生委員児童委員やボランティア団体等）に伝え、ケアプラザの自主事業はもとより、地域で行われている活動（地域資源）を紹介するなど、地域のできる支援体制や啓発事業等へと繋げていきます。
- (2) 地域包括支援センター職員と地域活動交流コーディネーター・生活支援コーディネーターが連携して、地域の様々な課題を解決できるように取り組んでいきます（地域福祉保健計画の推進など）。
- (3) 多種多様な個別の相談を、地域包括支援センターがしっかりと聞かさせていただき、把握した個別の課題を、地域の課題として捉え、介護予防事業や、みんなが地域活動に参加する仕組みを、地域活動交流コーディネーターと生活支援コーディネーターが地域の皆さまと一緒に考えます。
- (4) 上記取組から得た情報を記録し、ケアプラザ内で共有することにより、職員の誰もが対応できるような体制を作っていきます。

2. 関連施設との連携

- (1) ケアプラザと地域との協働事業として、希望が丘東地区社会福祉協議会主催のサロン散歩道には職員が毎回参加し介護予防に繋がる健康談話や体操等で楽しんでいただきます。
- (2) 夏に開催される「今宿サマーフェスタ」や「今宿音楽祭」、また希望が丘東地区「ふれあい演芸会」など、年に数回予定されている行事は事前に地区センターと打ち合わせを行い、各利用団体の皆様が日頃の成果を披露する場として活躍できるようにしていきます。
- (3) ケアプラザで企画する事業で広い場所を必要とするときなど、隣接の地区センター体育

室を借りて事業を展開していきます。具体的には、今宿地区センターの体育室を利用した「エンジョイ今宿」を開催します。広さを活かしボッチャやコーヒーサロン、健康測定など多角的な活動が可能となっており、また、親子ヨガを取り入れたことから赤ちゃんから高齢者まで多世代の交流の場としています。

- (4) 安全で安心な施設を利用していただくためには、日頃からの備えが大事です。消防避難訓練や施設点検等安全に関わることは、地区センターと協働して実施します。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

1. 地域や個々の専門機関（区役所・医療機関・福祉団体等）だけでは解決できない地域の生活課題を明確にし、それを解決するための新たな仕組みや取組を行うためにネットワークやチームを形成し、連携と協働のための体制を明らかにし、援助を提供していきます。また、ネットワークに参加するメンバー相互の関係づくりや連携の継続性の維持に取り組んでいきます。
2. このためには、地域支援チームの一員として地域の個別支援に関わる人々を繋ぎ、共に支援策を検討する個別支援のネットワーク、区内の公的機関（区役所・区社会福祉協議会等）やサービスに関わる事業者（薬局や医療機関、コンビニ、理美容）等による実務者レベルの検討会議等から得られる情報をより一層活用していくことが必要と考えています。
3. ケアプラザの所長以下、職種別の会議等を利用した情報共有を行い、成功例のみならず失敗事例も共有し、協働者へのアプローチの仕方を学び仲間を増やします。
4. 地域ケア会議や地域の会合等を通して、関係者や関係機関（連合自治会町内会・民生委員児童委員・医療機関・福祉団体・民間企業等）が顔の見える関係作りや情報交換・共有の取組を引き続き行っていきます。
5. ボランティア団体の課題の共有、情報交換の場を提供し活動の継続、促進を支援していきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

1. 福祉保健課および高齢・障害支援課等と定期的な会議を通して課題の共有や意見交換に取り組んでいくと共に、介護予防や認知症対策、子育て、防災など住民ニーズに即した事業を展開していきます。
2. また、高齢・障害支援課と地域包括センター3職種・生活支援コーディネーターにより毎月行われるカンファレンスを通して、迅速な地域課題の対応に努め、高齢者と医療・介護等による専門職の連携強化を進めていきます。
3. 地域包括支援センター3職種・地域活動交流・生活支援コーディネーターの各連絡会への参加を通して、課題把握や情報共有を図り、区民まつりやその他事業等にも協働していきます。
4. 横浜型地域包括ケアシステムの推進に向けては、「地域ケアプラザ」を中心に、高齢・障害支援課と6職種が協力しながら、介護予防・健康づくり・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される地域づくりに取り組んでいきます。

5. 地域福祉保健計画を推進するため、区役所・区社会福祉協議会と連携した支援チームの一員として方向性を確認しながら計画の推進に努めます。
6. 定期的開催される区内ケアプラザ所長会議においては、区役所や区社会福祉協議会からの情報伝達と意見交換を行いながら、区役所等と連携強化を図っていきます。
7. 2027 年国際園芸博覧会の開催に向けて、区役所や連合自治会町内会等と連携して広く PR 活動をしていきます。あわせて、地域の方の協力を得ながら花や樹木等に関する教室（①四季折々の花苗の育て方教室、②盆栽の育て方手入れ方法研修会、庭木の剪定教室、④プランターを活用した花苗の育て方教室等）を開催し、国際園芸博覧会の気運の醸成を図ります。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

1. 第4期地域福祉保健計画の推進のために、様々な地域や活動団体同士を繋げていきます。また、地区別計画の館内掲示やけあぷら通信（広報紙）、ホームページ等を活用して地域住民への周知を図ります。
2. 第4期旭区地域福祉保健計画に基づき、支援チームの一員として、常に地域の状況を把握し、情報提供・情報共有に努め、地区別計画の推進支援に向けて取り組んでいきます。また、計画の推進は、ケアプラザの全職員が一丸となって取り組みます。
3. 地区別計画の子育てや高齢者等に向けた事業の開催では民生委員児童委員と協力して実施していきます。
4. 社会福祉法人をはじめ、施設、学校、ボランティア団体など多様な主体の情報を各団体から取り入れながら地域づくりに取り組みます。
5. 地域で開催されている各種催しや各種会議への参加、支えあい連絡会への出席を通して、地域の活動状況や課題について把握し、支援チーム会議の際に情報提供・情報共有し支援チームとの連携を密にしながら課題解決に向けて取り組んでいきます。
6. その他地域課題の共有や解決に向けて地域ケア会議を活用するなど取り組んでいきます。配食や地域食堂の会場として開催団体と協力して取り組んでいきます。
7. これから策定に向けて動き出す第5期旭区地域福祉保健計画並びに同地区別計画策定に向けて、これまで培った関係機関・団体の関係や情報等を活用して策定に尽力していきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

1. 高齢者の分野
 - (1) 椅子に座りながらの体操教室や料理教室などを通じて元気になっていただくように努めていきます。
 - (2) 年に数回利用者様からアンケートをとり、地域ニーズのある講座（健康づくり・多世代交流・子ども・ボランティア育成等）を企画していきます
 - (3) ケアプラザまで来られない方に向けては、地域の自治会町内会館に出向きサロンや講座

の開催など、地域全体に活動の輪を拡げていきます。

- (4) 体力に合わせて参加が出来る体操教室や栄養教室等を開催し介護予防に繋がる事業を企画していきます。
- (5) 趣味活動やボランティア活動など、きっかけづくりや仲間づくりを通して社会参加に繋がる事業を企画していきます。
- (6) ケアプラザを知ってもらうきっかけの一つとして落語やレコード鑑賞などの事業を企画していきます。
- (7) 民生委員児童委員とジュニアボランティアと協力して、ひとり暮らし高齢者に向けたお楽しみ会を開催します。

2. 子どもの分野

- (1) 月に1度の親子サロンやリトミック、親子の料理教室、親子ヨガなど、親子で参加できる事業に取り組んでいきます。
- (2) 事業を通して、子どもだけではなく親子で過ごせる時間も大切にしていきます。
- (3) 近隣の保育園等の園児がケアプラザに訪れ、高齢者と交流する機会を定期的に行い、多世代交流に取り組んでいきます。
- (4) 地区センターと共同で行っているサロンにおいて、子育て世代が親子で参加できる事業を開催し、高齢者と子育て世代の多世代交流にも取り組んでいきます。
- (5) 親子で参加できる体験型の事業や料理教室等の開催に取り組んでいきます。

3. 障害児・者の分野

- (1) 自立支援協議会や日中連絡会と協力して、あっぱれフェスタや駅前マルシェ等の催しへの参加・協力をしていきます。
- (2) 夏祭りやイベントごとに、地域作業所で製造したパン・クッキーなどの販売場所の提供に協力していきます。
- (3) 障害作業所等と連携して、障害のある方を講師に招いた自主事業を企画します。
- (4) 支援級に通う児童の保護者や不登校児のための情報交換の場や居場所づくり・活動の場の提供をしていきます。

4. その他の取組

- (1) 家の中やバルコニーで育てられるプランターを使った植栽や庭木の剪定のやり方講座を通して、2027年国際園芸博覧会の開催を広くPRし気運を高めます。
- (2) 障害のある方や高齢者、若者、子どもなど誰もが共に参加できる体操や料理教室（ゆるスポーツやお菓子作り）等の事業を通してSDGsの目標達成に取り組んでいきます。
- (3) 男性の方にも気軽にケアプラザをご利用いただけるように、当時のステレオとレコードで音楽を楽しむサロンを実施していきます。
- (4) 地域で活動している団体を講師に招いた事業を企画し、活動の周知やメンバー募集など活動を支援していきます。
- (5) ケアプラザを利用している登録団体の成果の発表や活動の紹介の場となるような地域住民向けの発表会を開催し利用団体の活動支援をしていきます。
- (6) 常に自主化を想定して自主事業を企画すると共に、ケアプラザの役割や事業の目的を参加者に理解してもらい、自主化に繋がるよう自主化の後も自立できるまでフォローしていきます。
- (7) 地域で活躍する方や講師を希望する方など地域の中から講師を募り、活躍の場を作っていきます。
- (8) 自主事業開催後にはアンケートを実施し、参加者の満足度やニーズの再確認、成果の確

認等の検証を行い今後の参考に役立てます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

1. 保健活動団体

地域の一般団体の活動が福祉保健活動に発展するよう、施設利用申込み時に啓発すると共に、年1回福祉保健活動記録を提出してもらうなど、住民である利用者様に向けてボランティアの意識づけに努めていきます。

2. 活動の場

(1) 保健活動団体様の日頃の成果を利用団体発表会やデイサービス、今宿サマーフェスタ等で発表していただき、インフォーマルサービスの紹介を通じて住民同士の交流を深めてもらい、地域活動のきっかけ作りを行っていきます。

(2) 施設内の廊下ギャラリーが、保健福祉団体様の活動の発表・展示の場として定着するよう開放し、地域住民の交流の場や団体への加入のキッカケ作りとしていきます。

3. 作業所支援

(1) 地域作業所にパンとクッキー等の販売の場を提供し、作業所と住民の交流を図ると共に、作業所の活動の支援を行っていきます。

(2) サマーフェスタやケアプラザが企画する発表会や自主事業等に、作業所や活動団体の参加を呼びかけ新たな活動のキッカケ作りとします。

4. その他

ホームページやいまじゅく日記（ブログ）において、地域で活躍されている方を紹介するコーナーや、日々館内で行われている行事や活動の様子をいまじゅく日記（ブログ）に掲載し、ケアプラザについて周知すると共に活動への興味を持ってもらえるよう取り組んでいきます。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

1. 育成

(1) ケアプラザの事業からスタートした、コーヒーボランティアの活動支援として、活動場所の提供やコーヒーボランティア団体を講師にした講座の開催、その他広報等で支援し自立化に向けフォローしていきます。

(2) ボランティアを希望する方向けにボランティア講座を開催し、新規ボランティアを発掘すると共にボランティアの受入れ施設や団体の紹介等をしていきます

(3) ボランティア活動に興味のある人が活動を始めるきっかけとするため内容を具体的に提示したり体験会を開くなどの工夫をしていきます。

2. 登録・コーディネート

(1) 講師資格を取得したケアプラザ職員が講師となり、よこはまシニアボランティアポイント登録研修を開催し、ボランティア活動の周知や登録へ繋げていきます。

(2) その際、活動場面へも研修の一環として経験してもらい、ボランティア登録のみならず

- 活動団体への加入を促していきます。
- (3) ケアプラザ内に限らず地域のボランティア団体へ繋がります。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1. 情報収集・情報提供

- (1) 所内スタッフと連携し、地域の会合に積極的に参加し、地域の皆様との話し合いから情報収集を行います。
- (2) 館内の入り口及び全貸室に掲示版を設け事業・イベントの案内やサンプルの展示を行います。また、登録団体交流会やボランティア交流会を開催し、情報収集と情報共有、情報提供を行っていきます。
- (3) 受付に設置している地域のインフォーマルサービスのファイルは常に更新し、地域の皆様に閲覧できるようにしていきます。
- (4) 年6回奇数月に発行のけあぷら通信（広報紙）やホームページやいまじゅく日記（ブログ）、LINE等のSNSの活用、館内入り口でのチラシ等の配架、館内各部屋や掲示板等での掲示を通じて地域の皆様へ情報提供していきます。
- (5) 地域の各種催しや会合等に参加し、日頃から信頼関係の構築を図り、情報収集や情報提供、その他支援に取り組めます。
- (6) 地域で行われている福祉保健活動を紹介するため、けあぷら通信（広報紙）やホームページやいまじゅく日記（ブログ）等を活用して情報発信していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

1. 生活支援体制整備事業については、まだ多くの地域の皆様に理解されていないという課題がある中、所内および区社会福祉協議会の第1層コーディネーターや地域の連合自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童員協議会等と連携し、事業について理解を深められるような機会を作ります。
2. 地域の会食会やサロン（サロンさんさん、サロン散歩道）に積極的に出席し、地域の皆様が自身や周りの方の生活上の困りごと等を気軽に話せる顔見知りの関係構築に尚一層努めます。さらにより良く地域を知ること、地域ニーズの把握へと繋げていきます。
3. ケアプラザ内5職種それぞれが持つ情報（貸室利用者からの意見・相談や地域包括への相談事例等）を共有し「地域にあったらいいな」を一つでも多く実現できるよう協働していきます。
4. 健康福祉局等から提供されるデータや基礎情報、地区概況シートを活用し数字から見てくる地域の現状を所内で共有し施策や事業の方向性を検討します。また、データから地域課題

を読み解き課題把握に努めます。

5. 地域住民との何気ない会話から得られる地域ニーズにも意識を持つだけでなく、そのニーズを地域に投げかけ、ボランティア等として活動に参加してもらえよう取り組んでいきます。
6. 集いの場の情報整理や地域のサロン等への参加を通して、買い物や移動手段の確保など生活上の困りごとを把握していきます。
7. 民生委員児童委員やボランティアだからこそ気付ける潜在的な課題の把握に向けて、民生委員児童委員協議会やボランティア交流会等を通して連携を図っていきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

1. ケアプラザの他職種と連携し、それぞれが持っている情報を共有、集約、整理、分析し、地域全体の課題把握に努めていきます（5職種会議の活用）。
2. 支援を拒む人や他人との繋がりを嫌う人が増えている中、民生委員児童委員や生活支援ボランティア（ちょこボラ・配食・食事会・移動販売等）から、顔見知りだからこそ知り得る情報を、各団体の定例会や活動に参加し共有します。
3. 移動スーパー実施のダイエー、相鉄ローゼン、マルエツ、いなげや（とくしまる）担当者と繋がりを持ち、成果や課題について情報交換し、移動販売を継続、推進していきます。
4. 引き続き活動団体の状況を把握しヨコハマ地域活動・サービス検索ナビの情報を随時更新していきます。その他にも集いの場や老人会等に出向き必要な社会資源の情報を把握します。
5. 横浜市や社会福祉協議会等から提供される地区概況シートや人口統計等のデータの活用を継続していきます。
6. 集いの場や活動団体の定例会等に出席して情報収集や活動内容の整理をしていきます。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

1. 二俣川ニュータウンと希望が丘東の両地区にて、既に活動している配食サービスや会食会、サロン(サロンさんさんやサロン散歩道等)や、生活支援ボランティア団体の定例会(チョコットしえんたい、きぼうの手)へこれまで以上に足を運び、連携を深めることで、一人ひとりの声を拾い上げ、生活支援の具体的な仕組みづくりの機会となるよう努めます。
2. 既存の地域における各種会議（二俣川ニュータウン福祉懇談会、希望が丘東地区支えあい連絡会、民生委員児童委員協議会）を活用し、地域での困りごとの解決に向けた協議体開催の実施に結び付くよう努めます。
3. 協議体の開催ありきの会議ではなく、地域の皆様個々の生活に根差した大小様々な課題を汲み取り、それがたとえどんなに小さな課題であったとしても、「個」の課題から「地域」としての課題を推察する視点を持って取り組みます。また、緊急性や必要性を持つ課題であれば随時会議の開催を促していきます。

4. 地域のボランティア団体が、連合自治会町内会や老人会、民生委員児童委員協議会等と連携を図りながら活動を継続していけるよう、情報共有や会議の場の設定などを支援していきます。
5. 集いの場等で把握した情報を地域の会議等にて情報提供・情報共有し、地域課題の解決に繋げていきます。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

1. 地域活動やサービスの情報を整理、また継続的に更新し、地域住民やケアマネジャーのニーズにマッチする社会資源が選択できるよう取り組みます。
2. ヨコハマ地域活動・サービス検索ナビを活用していただくよう周知していきます。
3. サロンや移動販売に参加し必要な方へ集いの場の提案や生活支援ボランティアなどの社会資源をコーディネートします。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. ワンストップサービスの相談支援体制
 - (1) 電話・来所・訪問、出張相談（大人の寺子屋・地域のサロン等）などの手段を活用して属性や世代を問わず相談に応じ対応します。支援を必要としている方に、地域包括支援センターの3職種が的確に支援に繋げ、地域で安心して生活が送れるよう、様々な相談を総合的に受け止め相談内容に応じて適切に必要なサービス利用や手続きに結び付けていきます。
 - (2) 緊急性や専門性の高い相談については、速やかに関係機関（区役所・あんしんセンター・障害機関等）に繋ぐと共に協働して継続的な支援を実施します。高齢者や家族等の相談者の秘匿性を守るため、専門職による相談対応を行うと共に円滑な相談体制構築に向けて来館者相談予約制を進めて参ります。
 - (3) いつでも相談者に対応できるよう体制を整え、3職種以外が相談を受けても相談内容を的確に把握し情報提供が行えるようにしていきます。担当者が不在でも相談者への継続的なフォローが行えるよう、職員間の情報共有を図っていきます。また、専門性の高い相談に関しては速やかに関係部署（高齢・障害支援課・生活支援課等）や関係機関（医療機関・社会福祉協議会等）と連携を図りながら、継続的な支援を実施していきます。
 - (4) 出張講座（大人の寺子屋）や出張相談（地域のサロン等）を活用して積極的に地域に向いた対応を行い、ケアプラザまでの来所が困難な方だけでなく用事のついでに気軽に立ち寄ることが出来るよう取り組みます。
 - (5) 民生委員児童委員や地域の福祉団体、サービス事業所等との連携を通して、支援が必要な人の早期発見や地域のニーズ等を把握し、必要に応じて同行訪問や情報提供を行いながら必要な支援に繋げていきます。
2. ネットワークづくり

- (1) 民生委員児童委員や自治会町内会、関係機関（医療機関・介護サービス事業所）等との定期的な会合等を通して連携を図り支援が必要な人の早期発見や、地域のニーズ等を把握し問題の解決に向けて迅速な対応に努めます。
 - (2) 相談者個人の課題把握だけでなく、複合的に絡み合う世帯全体の課題把握まで包括的に受止め横断的な支援が行なえるよう、ケアプラザ内の他の職種と協働し関係機関（区役所・障害機関・介護サービス事業所等）との連携強化・ネットワークの構築に努めます。
3. 地域包括支援センターの役割の周知
- (1) 本人や家族からだけでなく地域住民、民生委員児童委員等から幅広く様々な相談が寄せられるよう、けあぷら通信（広報紙）を活用した案内、出張講座（大人の寺子屋等）の開催、地域の食事会やサロン（萌ぎ会・サロン散歩道等）への参加等を通して地域包括支援センターの役割について周知に努めます。
 - (2) けあぷら通信（広報紙）やチラシの活用だけでなく地域の催しや会合にも積極的に出席して、地域包括支援センターが身近な相談機関であることを周知していきます。
 - (3) 高齢者以外の相談についても様々な相談に対応し、相談内容に合わせて区役所や専門機関（基幹相談支援センター・生活支援センター・子育て支援機関等）等に引き継いでいきます。また、普段から関係機関（障害機関・子育て支援機関等）とも連携し関係性の構築を図っていきます。
 - (4) ケアプラザへの来館困難な方に関しては、これからも積極的に訪問をして相談を受ける相談体制を作っていきます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 正しい理解に向けた取組

認知症に対する誤解や偏見がまだまだ多く見られるため、認知症を正しく認識してもらえるよう、旭区キャラバンメイトと連携して地域の催しや老人会等に出向いたり、または、認知症サポーター養成講座や勉強会（認知症映画上映会・ミニ情報発信コーナー等）の開催、チームオレンジに即した認知症カフェの活動を通じて、多世代に向けて認知症についての正しい知識の普及啓発に努めます。
2. 早期発見等の支援体制の構築
 - (1) 認知症の早期発見・早期受診・早期対応に向けた支援体制が構築できるよう、日頃から民生委員児童委員や老人会、介護サービス事業所、ケアプラザの協力医や医療機関等と情報交換や顔の見える関係作りに努めます。
 - (2) 認知症初期集中支援チームとの連携では、会議への出席を通して対応が困難なケースの相談から継続的な支援に努めます。
3. 当事者・介護者支援の取組

認知症の当事者や家族を支援する場として、また早期から係わり合える場として、認知症カフェを活用し家族介護者の介護相談や情報交換等を通じて、介護負担の軽減や孤立予防に取り組めます。
4. 地域での見守り体制の構築

- (1) 認知症を地域全体で見守りや支援が行なえるよう、認知症サポーター養成講座の開催や旭区ＳＯＳネットワークシステムの普及啓発に向けて地域の会合や認知症講座等で説明を行います。
- (2) ＳＯＳネットワーク協賛店との連携強化では、定期訪問による情報提供と情報収集に努め、顔の見える関係づくりに取り組んでいきます。また、協賛店の加入増に向けて周知に努めていきます。
- (3) チームオレンジでは「エンジョイ今宿（毎月第３火曜日）」に認知症の方や家族が楽しく参加出来るブースを設置し認知症の方や家族の居場所作り、仲間作りの場を広げて行きます。その際には地域のグループホーム等専門職と共催するなど場を盛り上げ活気付けていきます。
- (4) 民生委員児童委員協議会に出席し、顔の見える関係づくりを行うと共に、相互連携を深め早期発見から地域の見守り等地域住民による問題解決に向けた積極的な参画を促していきます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1. 成年後見制度利用促進

- (1) 誰もが住み慣れた地域で尊厳が保たれた生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進、高齢者虐待の早期発見や予防、消費者被害の防止といった権利擁護事業の啓発活動を進めていきます。
- (2) 成年後見制度に関する相談では、必要に応じて申立て支援（書類の作成支援等）を行い、または関係機関（区役所・あんしんセンター）や専門職（弁護士・司法書士・行政書士等）に繋ぐなど適切な支援を行います。
- (3) 成年後見制度の利用促進に向けて地域住民に対し制度の理解や必要性を深められるよう、旭区版エンディングノート活用講座や権利擁護講座（成年後見・相続・遺言等）を通して普及啓発に努めます。講座の開催にあたっては、ケアプラザのみならず老人会など自治会町内会館等を利用した出張講座の開催も継続します。

2. 高齢者虐待への対応等について

- (1) 高齢者に対する虐待の早期発見や防止に向けて、民生委員児童委員や介護サービス事業所等から早い段階で相談を受けられる関係づくりを今後も進め、合わせて虐待に関する情報提供を行います。
- (2) 養援護者支援も含めた広い視点を持ち、養護者の負担軽減を図ると共に、関係機関（区役所・あんしんセンター等）と連携して支援を実施します。
- (3) また、広い視野で予防や早期発見に努め、けあぶら通信（広報紙）やチラシ等を活用した啓発活動を行っていきます。更に、日頃からケアマネジャーや民生委員児童委員等から早い段階で相談を受けられる関係づくりをこれからも進めていき、日々の虐待の相談や支援では、区役所や関係機関（医療機関・介護サービス事業所等）、ケアマネジャー等と連携を図りながら適切な対応ができるよう努めていきます。
- (4) 虐待に関する相談を受けたときは所内で情報共有を図ると共に、速やかに民生委員児童

委員や関係機関（区役所・介護サービス事業所等）と連携しながら適切な対応に努めます。

3. 消費者被害防止に向けた取組

- (1) 消費者被害の防止に向けて、けあぶら通信（広報紙）やチラシ、老人会等の集まりに出向き最新の手口や予防方法等の情報を地域住民だけでなくサービス事業所等幅広く提供し、注意喚起をしていきます。
- (2) また、金融機関や警察等と連携して行う講座を開催し、地域の活動の場（食事会・サロン等）に出向いて注意喚起や対応策等について広報します。
- (3) 民生委員児童委員や介護サービス事業所等の高齢者と接する機会の多い方々との情報交換を通して、被害の早期発見や防止に取り組みます。
- (4) 個別の事案については、消費生活センターや警察等と連携しながら問題の解決にあたります。

4. 各機関との連携や活動

- (1) 民生委員児童委員や関係機関（医療機関・介護サービス事業所等）と連携し、また総合相談等を活用して制度が必要な方の把握や早期発見に努めます。
- (2) 成年後見サポートネットに参加し、常に最新の情報収集を行い適切な制度や支援に繋がられるよう関係機関（区役所・あんしんセンター・弁護士等の専門職）等と連携して取り組みます。
- (3) 旭区版エンディングノートやもしも手帳の作成、専門職（弁護士・司法書士等）と連携した権利擁護講座（成年後見制度・相続・遺言等）、法律相談会（司法書士による個別相談会）等を開催・活用することで、本人の自己決定支援や子ども世代の相談の掘り起こしが図れるよう取り組みます。
- (4) 隔月に開催している司法書士による個別相談会を継続し、身近な場所で気軽に相談できる場所を提供していきます。
- (5) 8050 問題等の増加、高齢化率の上昇や今後予想される独居高齢者の増加を踏まえ、地域ケア会議等を通じて区役所と連携を図りながら関係機関（あんしんセンター・障害機関・介護サービス事業所等）がチームとして支援が行なえるよう取り組みます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

比較的富裕層の高齢者が多く、高齢者の活発な協力体制が整備されている半面、子ども世代の引きこもりなど複雑化した課題を抱える世帯の増加がみられます。そこで、様々な課題を抱える個人や世帯が、地域で孤立することなく暮らせるよう 8050 問題等、多世代対応型地域ケア会議、カンファレンスを企画・開催していきます。また、医療・福祉の専門職と地域住民協働による事例検討会や勉強会を企画・実施して、顔の見える関係づくりと地域を支える仲間意識を高めていきます。

1. 情報発信

- (1) けあぷら通信（広報紙）やチラシ、パンフレットを活用して、地域の皆様へ地域包括支援センターの役割や具体的な事業の紹介、制度や勉強会の案内等普及・啓発活動を推進していきます。
- (2) 地域の情報を整理し「インフォーマルサービス」として誰もが見やすい一覧表を作成し、地域で活動するケアマネジャーや地域の皆様に提供し活用していただきます。情報は毎年見直し更新していきます。

2. 連携

- (1) 地域包括支援センターが掴んだ地域ニーズを、生活支援コーディネーターをはじめ所内スタッフと共有し地域資源の開発に協働します。
- (2) 個別の相談内容からみえてくる地域ニーズを抽出し、必要な支援開発に努めていきます。
- (3) 地域医療との連携事業として、協力医による「暮らしの医療相談」を設け、病気以外の様々な生活課題についても医師からアドバイスをいただき地域の方が元気に生活していけるよう支援していきます。
- (4) ケアマネジャーを中心としたネットワークを強化するために、ケアマネジャーと民生委員児童委員をはじめとする各種団体や関係者との顔合わせや情報交換会を行っています。
- (5) ケアマネジャー支援として、困難事例に対しての応相談、同行訪問、関係機関（医療機関・介護サービス事業所等）との連絡調整・協力要請等を行なっていきます。特に区役所との連携は密に図っていきます。また、事例検討会や講演会などケアマネジャーの勉強会の機会を設け、ケアマネジメントの質の向上に努めていきます。更に、区内のケアマネジャーと共働で、新任ケアマネジャー・就労予定ケアマネジャーの研修会を年1回開催し、ケアプラザ単位の個別実習の受け入れも行なっていきます。
- (6) 旭区ケアマネジャー連絡会では、運営委員として、研修会の企画・開催協力、会への加入勧奨などを行なっていきます。
- (7) サービス担当者会議やケアカンファレンスには積極的に出席し、地域包括支援センターとしての意見を述べると共に、ケアプラン作成に対するスーパーバイズを行っています。また、開催会場としてケアプラザ内の部屋を優先的に提供していきます。
- (8) 協力医を講師に招きケアマネジャー対象の勉強会を開催、高齢者に多い疾病の基礎知識とケアマネジャーとしての必要な視点を学び、医療に強いケアマネジャーを育成していきます。
- (9) 医療相談や職員相談、専門講座など様々な場面でケアプラザ協力医と連携していきます。また、必要時には訪問への同行依頼など協力を仰いでいきます。

5. 在宅医療・介護連携推進

- (1) 包括連絡会、旭ケアマネット、3職種分科会、認知症初期支援チームなどを通して医師会、在宅医療連携との協力体制を継続します。
- (2) ケアマネジャーの医療知識向上や医療従事者との連携を促進するため、医師・看護師・薬剤師等の多職種参加によるカンファレンスや勉強会を実施します。

- (3) 地域医療機関を定期訪問し地域ケアプラザの具体的役割や相互の地域情報を共有します。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

1. 個別レベル地域ケア会議

- (1) 地域の課題を解決するために、地域の実情にあった対応策を考えて行くとともに、地域内で出来る第一歩の取組から進めていきます。
- (2) 個別レベル地域ケア会議を重ねて見えてきた地域課題（8050 問題、認知症介護、独居高齢者の孤独死、老老介護、支援拒否、遠距離介護等）では地域の皆様が自分達の手で暮らしやすい地域を作る意識を高めていけるよう、多職種が協働し個人を支える地域のネットワーク作りを進めていきます。
- (3) 普段から様々な地域関係者と積極的連携を図り、個人を支えるネットワークづくりの目的に向けた個別レベル地域ケア会議を企画していきます。
- (4) 会議の目的や成果が、参加者の間で共有できるようわかり易い丁寧な説明を心がけ、地域を支える担い手としての意識を高めていけるように努めます。

2. 包括レベル地域ケア会議

- (1) 個別ケースの積み上げや5職種会議、地域で参加した様々な会議等から見えてきた課題を包括レベル地域会議で取り上げていきます。
- (2) 互助の考え方の視点が地域全体に広がっていくように、専門的な見地から意見をもらうために、医療、介護、保健等の方々にも参加を呼び掛けていきます。また、他の地域の取組を紹介するなど参加者の意識を高めていけるよう働きかけをしていきます。
- (3) 地域の課題を掴み、課題に合わせた取組を行う目的として、地域で活動している方々（自治会、町内会、民生委員児童委員、老人クラブ、地区社会福祉協議会など）と個人を支えるネットワーク、地域全体を支えるネットワークの構築を図ります。またケアマネジャーを中心としたネットワークを強化するために、医療、介護、保健、福祉関係他、地域の生活を支えている全ての方々が参加し、協議する場所として、地域ケア会議を活用します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

1. 人員の確保・育成

地域包括支援センター3職種の他にケアマネジャーを必要人数確保するため、内部スタッフの資格取得者を育成していきます。また、常に3職種と連携を図り、介護保険等関係法令の順守や外部環境の変化に対応しながら個々のニーズに対してきめ細かく対応できるように、各種機関（区役所・社会福祉協議会等）が開催する研修等への積極的な参加を通して人材育

成にも努めていきます。

2. 業務委託についての選定方法

「居宅介護支援事業者空き情報」や「ハートページ」等を活用し利用者様の選択に基づき、公正中立の立場を貫き多くの事業所へ委託していきます。業務委託後も利用者様の環境や状態に合わせた円滑なサービス提供等が実施されるよう、サービス担当者会議等への出席を通して自立支援に繋がられるような助言をしていきます。その際は、「地域資源一覧」等を利用者様に提示しインフォーマルサービスの情報提供を行うと共に、日頃からこまめにケアマネジャーと連絡を取り合い、必要時には同行訪問を行うなどし、利用者様の状況把握に努めよりよい支援を目指していきます。

3. 支援内容の計画

- (1) 今後も住み慣れた地域で安心して暮らせ、その生活の質を維持向上できるような具体的な目標を設定していただくために、専門職として助言を行い、利用者様の心身の状況やその置かれている環境等を考慮し要介護状態になることを防いでいけるように努めていきます。
- (2) 介護保険サービスや総合事業サービスだけでなく、インフォーマルサービス等幅広い視点を支援計画書に取り込んでいけるよう、5職種会議などを活用して、地域交流コーディネーターや生活支援コーディネーター等との情報交換を密にしていきます。また、円滑なケアマネジメントが実施できるよう民生委員児童委員との意見交換会や区役所とのカンファレンス、地域ケア会議関係などを活用して関係者・関係機関（連合自治会町内会・医療機関・福祉団体・民間企業等）とのネットワークを作っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

1. 普及啓発

- (1) 介護予防教室「大人の寺子屋」を開催し、介護予防の基本的な知識（運動・口腔・栄養）の普及を図り、一人ひとりが主体的に介護予防活動に取り組んでいけるようにします。
- (2) また、ケアプラザに来所が難しい方のために、地域の自治会町内会館やコミュニティハウス等を利用して、「大人の寺子屋：分校」を開催します。
- (3) チラシを活用した窓口でのPRの他に、ホームページやいまじゅく日記（ブログ）、けあぷら通信（広報紙）等を利用したり、民生委員児童委員協議会や地域のサロン、老人会等に出向いて介護予防の普及・啓発を行っていきます。
- (4) 交通の便が悪いなどの地域の特殊性を考え、ケアプラザの介護予防事業への参加が困難な方に向けて、地域の町内会館で行われているサロン等に出向いて介護予防の普及啓発を行っていきます。また、ケアプラザだけではなく地域での介護予防事業の展開にも努めていきます。
- (5) フレイル予防、認知症予防の講演会や講座を行い、健康保持・増進や生活機能低下を防ぐことにより要介護状態の予防・改善に努めていきます。

- (6) サマーフェスタや福祉祭りで、「健康フェスタ」を開催します。体組成測定（体脂肪率・骨量・筋肉量）、握力測定、2ステップテスト等を行い、必要に応じて、健康相談や保健指導と、元気づくりマップを活用し、地域の健康づくりや介護予防活動の自主グループの紹介を行います。
- (7) 地域で行われている高齢者の食事会やサロン（サロンさんさんやサロン散歩道等）、老人クラブ、自主グループ活動に積極的に参加し、介護予防のミニ講座を行ないます。

2. 地域活動支援

- (1) 介護予防の知識を有するボランティア育成のため、地域の自主活動グループのリーダーを対象に、研修会を開催します。また、スクエアステップのリーダーを対象にスキルアップ研修を行っていきます。
- (2) 市のリハビリテーション職派遣事業を活用し、地域の自主活動グループに対してリハビリ専門職による具体的な助言を実施し、より効果的な介護予防の取組を推進します。
- (3) 現在活動している地域グループに対して、介護予防の視点を取り入れていけるよう情報提供や後方支援を行っていきます。
- (4) 介護予防サポーター研修講座等を実施し、介護予防に対する知識や実践力をもったボランティアを増やしていき、自主グループの活動支援を行なっていきます。
- (5) 認知症予防、転倒予防、歩行力向上に効果があるスクエアステップのグループの立ち上げや地域の中に高齢者の通いの場も広がるように支援していきます。既存のグループに対しては、活動に積極的に参加し必要に応じて助言を行っていきます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

1. ネットワークの構築

- (1) 横浜市または地域で取り組まれている様々な支援事業や相談窓口を案内し高齢者や介護者の孤立を防ぎ、個人を支えるネットワークの構築に努めると共に、座談会や勉強会を企画し介護者同士のネットワーク構築を支援していきます。
- (2) 地域包括ケアシステムの構築を進めるため、医療や保健・福祉関係、民生委員児童委員、ボランティア、老人クラブの代表などを招いて、地域ケア会議を開催し関係機関のネットワークを構築するとともに地域の課題やその解決法について話し合っていきます。
- (3) 地域ケア会議の積極的活用にあつていきます。保健・福祉の専門職に加えて、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員、老人会、自治会、病院、薬局、金融機関、警察、SOSネットワーク協賛店、新聞業者等幅広い地域関係者に参加を呼びかけて地域課題の把握や情報提供・共有等を行いネットワークの構築、強化を図ります。
- (4) 5職種会議等を通して地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携し、地域のインフォーマルサービス等の活動状況やネットワークづくりを検討していきます。

2. その他の取組

- (1) けあぷら通信（広報紙）を持参し、地域の診療所、薬局へ定期訪問を行いケアプラザの
情報提供を行います。また、相互の情報交換を重ねて地域ニーズや課題の共有に努めま
す。
- (2) 地域のイベントや活動（ニュータウン福祉祭りや福祉懇談会、支えあい連絡会等）に積
極的に参加し更なる関係性の構築を図ると共に地域ニーズの把握や地域のインフォーマ
ルサービス等の情報収集・提供に努めます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事
業者との連携体制も踏まえて記載してください。

(1) 取組

- (1) 横浜市の条例や介護保険等の関係法令を遵守し、利用者様が、その有する能力・心身の状
況・環境等に応じ、可能な限り自宅において自立した日常生活を営むために必要な居宅サ
ービスを適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成します。また、作成した計画に
基づいて適切なサービス提供が実施できるよう、関係機関（区役所・医療機関・介護サー
ビス事業所等）との連絡調整を行います。
- (2) 居宅サービス事業所の選定においては、予め利用者様に複数の居宅サービス事業所を紹介
し、利用者様の選択に基づいて、提供されるサービスが、特定の種類又は特定の事業所に
偏ることのないように公正中立に努めます。

(2) 主な取組

- (1) 居宅サービス計画を作成するに当たり、介護保険対象のサービスのみならず地域のインフ
ォーマルサービスを積極的に活用できるように、日頃から地域包括センターや地域活動交
流コーディネーター、生活支援コーディネーターとの情報交換を行うと共に、地域で必要と
されるサービスの提案やアイデアをケアマネジャーサイドからも積極的に発信していきま
す。
- (2) 高齢者虐待やサービス受入拒否等の支援困難ケースに関しては、地域包括支援センターと
併設する居宅介護支援事業所である利点を最大限に活かし、十分に連携しながら迅速に課
題解決に取り組んでいきます。また、その実現のため、日頃から地域包括支援センターの
職員とのコミュニケーションを図っていきます。
- (3) 医療と介護の連携の強化・推進を図り、利用者様の病状・経過などの状態を把握し、在宅生
活が維持できるように支援します。
- (4) 認定調査に関しては、受け持ちのケースのみを行なうのではなく、訪問が困難で地域包括支
援センター等との連携が必要なケースや他市町村からの依頼ケースも積極的に対応してい
きます。
- (5) 対人援助に係る専門職としての技能向上のために、外部の研修や勉強会等に積極的に参加
していきます。
- (6) 虐待防止、感染症蔓延防止、横浜市今宿地域ケアプラザ業務継続計画(BCP) の自然災害編並
びに感染症対策編の研修及び訓練を定期的に実施します。
- (7) 横浜市今宿地域ケアプラザ高齢者虐待防止に関する指針を活用し、虐待の防止及び早期発

見に繋がります。

2. 指定介護予防支援事業所との連携体制

- (1) 指定介護予防支援事業所からのケースの引継ぎや要支援ケースの受託の際には、予め指定介護予防支援事業所からの情報収集を的確に行うと共に、契約時には指定介護予防支援事業所の職員との同行訪問などを行い利用者様の混乱を招かぬようにします。
- (2) 要支援のプランの初回作成時や見直しの際には、指定介護予防支援事業所職員にサービス担当者会議への出席を依頼し、そこで得た助言を参考に、利用者様の自立支援を目標としたケアマネジメントを行います。
- (3) 支援が短期間で終了してしまうケースや支援導入が困難で指定介護予防支援事業所との連携が必要なケースなども積極的に受け入れていきます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

1. 運営方針

- (1) 一人ひとりの意思やその人らしさを尊重したきめ細かな心配りや声掛けを大切にし、また有する能力を維持できるよう配慮して、生きがいのある生活に結びつくよう支援します。そして、住み慣れた家で日常生活が続けられるよう、心身機能の維持・向上を目的に、機能訓練やレクリエーションを提供していきます。
- (2) 家族やケアマネジャー、関連事業者や地域ボランティア等との連携を図り、個々のニーズに合わせたサービス提供を行っていきます。横浜市通所介護相当サービスを一体化して行います。
- (3) 居宅介護支援事業者からの利用者様の依頼に対して積極的に応えていきます。
- (4) 毎月「デイサービス通信」を発行し、デイサービスの活動状況や施設見学のご案内をご家族・ケアマネジャー・地域の皆様に周知し、開かれたデイサービスを目指します。

2. プログラム

- (1) ご自宅への朝夕の送迎、看護師による体温や血圧・脈拍など健康状態の確認、介助や見守りのある環境での入浴や機械浴、嚥下体操、食後の口腔ケア、音楽体操やボールやバトンなどを使った機能訓練を行います。
- (2) 年間を通して、季節に合わせた行事（春の運動会、秋祭り、クリスマス会）を行うと共に、日頃から歌に合わせた体操やレクリエーションゲーム（パラリンピック競技のボッチャやオリジナルゲーム）などを楽しみながら身体を動かすオリジナルゲームを行います。
- (3) 昼食前に毎日違う先生に楽しく体を動かす体操を提供します。また、折り紙・水引・俳句・書道など講師を招いて趣味活動を楽しんでいただきます。
- (4) 施設内の厨房で温かい季節感のある食事や手作りおやつを用意し、その日の利用者様の体調や状態に対応した食事形態で提供します。また、地域のコーヒーボランティアの協力によるデカフェを提供していきます。
- (5) 虐待防止、感染症蔓延防止、横浜市内宿地域ケアプラザ業務継続計画(BCP) の自然災害編並びに感染症対策編の研修及び訓練を定期的実施します。

- (6) 横浜市今宿地域ケアプラザ高齢者虐待防止に関する指針を活用し、虐待の防止及び早期発見に繋がります。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特徴を踏まえて記載してください。

1. 指定管理料については、経費節減に努め適切な予算計画を作成し必要に応じた支出を行います。
2. 経費支出については、ケアプラザが地域住民の皆様の利用施設であることから、利用実績に対応して必要経費が増加することは止むを得ないものと考えています。経費支出においては、利用者様優先という考えを念頭におきながら経費節約に努めて計画的に進めます。また、費用をご負担いただける事業については、収益が発生しないように配慮して参加費を設定していきます。
3. また、新型コロナが落ち着きましたので、高齢者の皆様をはじめ、子ども、障害児・者の皆様を対象に積極的に事業展開を進めていく時期と考えます。この費用については、介護保険料の収支差額を当てていきます。
4. 2027 年国際園芸博覧会の開催に向けて気運の醸成を図ることを目的に、各種自主事業を展開していきます。この費用については、介護保険料の収支差額を当てていきます。
5. 修繕費につきましては、建物、設備の老朽化に伴い増大していくことが想定されますが、区役所や地区センターと相談しながら施設利用に支障が生じないよう極力予防的措置に注力しながら、きめ細かく対応していきたいと考えています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1. 利用料金については、収支バランスを考慮して利用者に過度に負担のかからないよう配慮して設定しています。
2. 管理費については、光熱水費は事業に負担のならないよう配慮しつつ可能な限り節減に努めていきます。
3. 保守点検委託料については、地区センターと共同で年間契約しているので、地区センターと連携・協力して節減に努めています。
4. 各種修繕料については、年々修繕箇所が多くなってきておりますが、地区センターとの共同の建物・設備部分については、地区センターと連携して対応していきます。
5. ケアプラザ単独管理部分については、良好な管理維持に努めて、不具合が生じないよう日々努めます。
6. 事業費については、効率的な事業執行に努めるとともに併せて経費節減の効果が出るようにします。